

型枠施工職種(型枠工事作業)

作業の定義	組立て場所又は加工場で型枠材料を使用して加工図に応じた事前加工を行い、組立て場所及び加工場における揚重・運搬に係る作業を経て組立て場所(建設現場)における施工工程の組立て・解体に関する作業(※)を行う。 ※型枠支保工の組立て等作業主任者(組立て、解体)の指揮の下に行うこと。		
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)型枠施工作業 ①器具及び機械の取扱い作業 ②図面の読図(型枠加工・組立図)作業 ③型枠加工・下ごしらえ作業(加工専従及び下ごしらえ専従は対象とはならない。) ④型枠及び型枠支保工の組立作業[コンクリート打設時の合番(あいばん・立会)作業を含む。施工現場作業を伴わない組立て作業は対象とはならない。] ⑤型枠及び型枠支保工の簡単な解体作業(必要に応じて)</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)型枠施工作業 ①器具及び機械の取扱い作業 ②図面の読図(型枠加工・組立図)作業 ③型枠加工・下ごしらえ作業(加工専従及び下ごしらえ専従は対象とはならない。) ④型枠及び型枠支保工の組立作業[コンクリート打設時の合番(あいばん・立会)作業を含む。施工現場作業を伴わない組立て作業は対象とはならない。] ⑤型枠及び型枠支保工の解体作業(必要に応じて)</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)型枠施工作業 ①器具及び機械の取扱い作業 ②図面の読図(型枠加工・組立図)作業 ③型枠の下ごしらえ図の作成作業 ④型枠材及び型枠支持材の選定作業 ⑤型枠加工(せき板割付け含む)・下ごしらえ作業(加工専従及び下ごしらえ専従は対象とはならない。) ⑥特殊型枠の下ごしらえ作業 ⑦墨出し作業 ⑧原寸図の作成作業 ⑨型枠及び型枠支保工の組立作業[コンクリート打設時の合番(あいばん・立会)作業を含む。施工現場作業を伴わない組立て作業は対象とはならない。] ⑩型枠及び型枠支保工の解体作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③型枠工事作業に必要な整理整頓作業 ④型枠工事作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連業務 ①型枠加工・組立図等作成作業 ②型枠加工場の整理作業 ③型枠の加工場及び施工現場での小運搬作業 ④足場の架設作業(足場組立て等の業務は特別教育が必要) ⑤作業工程管理業務(工程管理、器具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス) ⑥各種揚重運搬機械の運転作業(各種機械装置に応じた特別教育、技能講習等が必要。) ⑦玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。)</p> <p>(2)周辺業務 ①型枠下ごしらえ材料・資機材の運搬補助作業(加工場から現場) ②解体した型枠等の運搬補助作業(現場から加工場)</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	<p>1.コンクリート型枠用合板 2.合板パネル 3.桧木 4.端太角(ばたかく) 5.トンボ端太 6.欠き込み材</p> <p>7.面木、目地棒 8.釘、ビス 9.締め付け金物(フォームタイ、くさび式フォームタイ等) 10.丸セパレーター 11.Pコン 12.単管、鋼管</p> <p>13.パイプサポート 14.チェーン、ターンバックル 15.押し引き支持金物 16.敷き端太、端太受金物 17.はく離剤 18.その他関係材料</p>		
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>①器具等 1.型枠ハンマー 2.手こ 3.スケール 4.フォームタイ回し 5.セパレーターフック 6.ラチェット 7.バール、大バール</p> <p>②足場設備 1.可搬式作業台 2.脚立足場</p> <p>③運搬具 1.台車 2.ハンドパレット</p> <p>8.さしがね 9.墨つぼ 10.下げ振り 11.携帯用丸鋸盤 12.可搬式丸鋸盤 13.電気ドリル 14.インパクトレンチ</p> <p>15.釘打ち機 16.電工ドラム 17.コンプレッサー 18.レベル、レーザレベル 19.トランシット、セオドライト 20.腰道具 21.その他関係器具</p> <p>3.足場(枠組足場、単管足場等) 4.高所作業車(特別教育が必要)</p> <p>3.フォークリフト(特別教育又は技能講習が必要)</p>		
製品等の例(該当するものを選択すること。)	型枠工事作業に伴う作業結果そのものが製品であり、特定の形状・製品等を指すものではない。		
移行対象職種・作業とはならない業務例	<p>1.型枠加工を自動機械で行う型枠加工作業 2.コンクリート二次製品製造等で型枠加工を伴わない単純組立て作業(U字溝、量産型テラポット等工場製品) 3.材料・資機材の運搬揚重のみの作業 4.型枠加工作業(切断専従、下ごしらえ専従)のみの作業 5.型枠組立て作業のみの場合 6.現場作業がない場合 7.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		